



固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日といいます)に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

公平・適正な課税のため、届け出をしてください。

◆事業を行っている方は、償却資産の申告を!

会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを賃貸経営している方、太陽光発電などの売電をしている方が、その事業のために用いる構築物・機械器具・備品などの有形資産を償却資産といいます。償却資産の所有者は、資産の多少や異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況などについて、申告することが地方税法で定められています。

申告期間

令和3年1月4日

(月) 29日(金)
受付場所 税務課(本館2階)、支所(川島・山川・美郷)
※申告書が必要な方は、税務課までご連絡ください。

◆次のような場合は届け出が必要です
●納税義務者の方が死亡された場合

納税義務者の方が死亡されたときは、相続人の方が納稅義務を引き継ぐことになります。法務局(登記所)で相続登記がお済みでない場合は、相続人の代表者を決めていたとき、固定資産税を納める方の届け出をお願いします。なお、届け出がない場合は、調査および相続人不明の場合は、調査

※課税(申告)対象とならないものもあります。
不明な場合は税務課まで問い合わせください。

査によって「現に所有する者」を指定することになります。法人が消滅した場合も、同様の手続きとなります。

●未登記家屋の所有者が変更になった場合

法務局で登記していない家屋の所有者が変更となった場合は、「納稅義務者変更願」を提出してください。この書類には、新旧所有者の印鑑登録証明書を添付し、実印を押印してください。

◆償却資産の一例◆

飲食店	厨房施設、カラオケセット、看板など
工場	各種製造設備、受変電設備など
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機など
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、看板など
病院	ベッド、手術台、各種医療装置など
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、レジなど
農業・漁業	温室管理装置、乾燥機、ビニールハウスなど
アパート経営	アスファルト舗装、エアコン、フェンスなど
太陽光発電	太陽光パネル、架台、変電設備など ※ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く

※課税(申告)対象とならないものもあります。
不明な場合は税務課まで問い合わせください。



●家屋を取り壊した場合

令和2年中に家屋を取り壊した場合は、「住宅用地異動申告書」を提出してください。

宅地課税されている土地は、その土地の利用状況によって税額が異なります。店舗や事務所などから住宅に改築した場合や、住宅用地から住宅用地以外に利用状況を変更した場合は、「住宅用地異動申告書」を提出してください。

●口座振替を利用されている方へ

登録している口座の名義人が亡くなられた場合は、口座閉鎖によって口座振替ができるなくなります。金融機関で口座振替変更の手続きをお願いします。

また、有名義の構成員の方が亡くなられた場合に、登録口座が引き継ぎない場合がありますので、ご注意ください。



住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合、固定資産税を減額します

●住宅の耐震改修工事

令和2年12月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、120m²までを限度として、翌年度分の税額を1/2減額します。

※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

○家屋要件

昭和57年1月1日以前から所在する既存の住宅

○減額申請手続き

現行の耐震基準に適合する50万円を超える耐震改修工事であること



50万円を超えるものであるこ

●耐震改修工事要件

工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

①耐震基準適合証明書(建築基準法第2章第2節の規定による証明)

○障がい者の方

○バリアフリー改修工事要件

次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

②領収書などの写し

○バリアフリー改修工事

次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

令和2年12月31日までに、

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

○平面図

</